

仕 様 書

件 名	神町駐屯地消防用設備保守点検役務	仕 様 書 番 号	作 成 年 月 日
		3 3	令和 8 年 4 月 1 7 日
履 行 期 限	令和 9 年 3 月 3 1 日	作成担当者	神町駐屯地業務隊管理科営繕班

- 1 適用範囲
- 本仕様書は、陸上自衛隊神町駐屯地において実施する神町駐屯地消防用設備保守点検役務について適用する。
- なお、総合点検完了期限は、令和 8 年 9 月末までとし、機器点検 2 回目は令和 9 年 2 月末までとする。
- 2 実施場所
- 山形県東根市神町南 3-1-1 陸上自衛隊神町駐屯地
- 山形県東根市大字若木字七窪 陸上自衛隊神町飛行場
- 別図第 1、別図第 2 のとおり
- 3 一般仕様
- 本役務は、本仕様書及び消防法第 1 7 条の 3 の 3 及び消防法施行規則第 3 1 条の 6 並びに消防予第 5 5 7 号（平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日）等の関係法令に基づき実施するものとし、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
- また、作業にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の負担において現状に復旧するものとする。
- 4 消防設備点検対象設備及び数量
- 別表第 1-1 及び別表第 1-2 のとおり
- 5 特記事項
- (1) 消防設備点検
- ア 機器点検及び総合点検
- 消防法等の関係法規に従い、消防設備点検（機器点検及び総合点検）を行うこと。
- イ 消防設備士及び消防設備点検資格
- 消防設備点検は、各設備ごと点検を行うことが出来る消防設備士及び消防設備点検資格者の資格を有し、十分な経験と技術を有するものを行うこと。
- ウ その他消防設備点検
- 消防設備点検には、屋内消火栓の点検び絶縁抵抗測定等の配線の総合点検を含むものとする。
- エ 各設備点検の結果、異常箇所や不具合を発見した場合は、清掃等で改善する軽微なものについては清掃等を実施して改善するものとし、官側の指示により部品交換等必要となるものについては機能回復のための修理を目的とした見積書を提出するものとする。
- なお、点検後の動作不良等が生じた際は、初期対応をするとともに、動作不良原因の調査を実施し、官側の指示により部品交換が必要な場合は見積書を作成し報告書に取りまとめて提出すること。

オ 消防設備点検結果は、「消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（平成16年消防庁告示第9号）及び「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年消防庁告示第14号）等に基づき作成し、建物ごとに整理して2部提出すること。

提出時期：総合点検 点検日以降1カ月まで
 機器点検 点検日以降1カ月まで

カ 高所作業

一部の建物において、消防用設備が高所に設置しているものがあるため、請負側において、高所作業車等を準備して点検を実施すること。

対象建物：415号建物、426号建物、467号建物

(3) 定期保守点検

点検対象消防設備等は、役務開始からその終了までの間に発生した消防設備の不具合等について官側の要請に対応するものとし、不具合等による軽微なものは清掃等を実施して改善するものとし、官側の指示により部品交換等必要となるものについては機能回復のための修理を目的とした見積書を提出するものとする。

6 管理事項

本役務を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

(1) 役務上知り得た情報は、第三者へ他言しない。

(2) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。

管理地域及び建物への立入並びに写真撮影については、官側が示す様式の立入申請書等を提出し許可を得ること。

7 役務等の記録

(1) 役務の実施に際し、試験等を行った場合は、直ちに記録を作成する。

(2) 次のアからオのいずれかに該当する場合は、実施の記録、役務写真、見本等を整備する。

ア 使用材料を現場に搬入し監督官の検査を受ける場合

イ 一工程の実施を開始する場合（実施前）

ウ 役務の実施によって隠ぺいされるなど、後日の目視による検査が不可能又は容易に検査できない部分を行う場合（実施中）

エ 一工程の実施を完了した場合（実施後）

オ 実施の適切なことを証明する必要があるとして、官側担当者の指示を受けた場合

カ 点検済証の貼付箇所

8 提出書類

上記のほか別表第1－3「提出書類一覧表」のとおり。